

入間市スポーツ推進計画

目 次

第1章 スポーツ推進計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 現状と課題	3
(1) スポーツの現状と課題	3
(2) スポーツ施設の現状と課題	4
第2章 計画の基本的な考え方	6
1. 基本理念及び基本目標	6
2. 計画の体系図	7
第3章 基本施策	8
1. 生涯スポーツの推進	8
(1) 総合型地域スポーツクラブの育成及びレクリエーション団体の支援	8
(2) 子どもの体力向上及び運動習慣の定着	8
(3) 健康・体力づくりの推進	9
(4) 競技スポーツ団体等の支援	9
(5) 障がい者スポーツの推進	9
2. スポーツ環境の整備	10
(1) スポーツ指導者等の充実	10
(2) 優秀選手・団体等の顕彰	11
(3) スポーツ施設の充実	11
第4章 計画の推進に向け	13
1. 市民・関係機関との連携・協働	13
2. 本市の各部署間における連携・協力	13
3. 情報の提供	13
資料編	14
1. スポーツ基本法	15
2. 入間市スポーツ推進審議会条例	26
3. 平成23年度（第10回）入間市市民意識調査報告書	28
4. 体育施設一覧及び利用状況	38

第1章 スポーツ推進計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成22年8月に文部科学省により、我が国の「新たなスポーツ文化の確立」を目指し、「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」と「連携・協働の推進」を基本的な考え方として、今後の我が国のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」を策定しました。

さらに、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の制定から約50年が経過し、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中で、時代にふさわしい法整備を行うことが急務であるとの認識の下、スポーツ振興法が全部改正され、平成23年8月にスポーツ基本法（平成23年法律第73号）が施行され、平成27年10月には文部科学省の外局としてスポーツ庁が創設されました。そして、平成24年度から平成28年度を計画期間とした「スポーツ基本計画」、続いて平成29年度から令和3年度を計画期間とした「第2期スポーツ基本計画」を策定しました。

埼玉県では、平成11年度から平成22年度までを計画期間とした「彩の国スポーツプラン2010（埼玉県スポーツ振興計画）」を策定しました。そして、国の「スポーツ基本計画」が策定されたことを受けて、平成25年度から平成29年度を計画期間とした「埼玉県スポーツ推進計画～スポーツを通じた元気な埼玉づくり～」、続いて平成30年度から令和4年度を計画期間とした「第2期埼玉県スポーツ推進計画～スポーツがつくる 活力ある埼玉～」を策定しました。

この埼玉県スポーツ推進計画は、国の「スポーツ基本計画」を参照して策定され、今後5年間に取り組むスポーツ推進に関する施策の体系を明らかにした、本県のスポーツ推進の基本となるものです。

入間市においては、本市にふさわしいスポーツ文化を創造し、今後のスポーツ振興をより総合的・効果的に推進していくための基本指針として、平成15年度から平成24年度を計画期間とした「入間市スポーツ振興基本計画」を、平成15年3月に策定しました。この間、「市民の誰もが生涯を通して、自己にあった体力で目的に応じたスポーツを、いつでも、どこでも、気軽に楽しめる生涯スポーツ社会の実現」という基本目標のもと、様々な方策を展開してきました。

そして、この度、市民意識調査等により、これまでに実施してきた方策の進捗状況や成果を確認するとともに、市民のスポーツに関する現状に即した見直しを行い、より一層、総合的かつ計画的にスポーツの推進を図るため、本計画を策定しました。

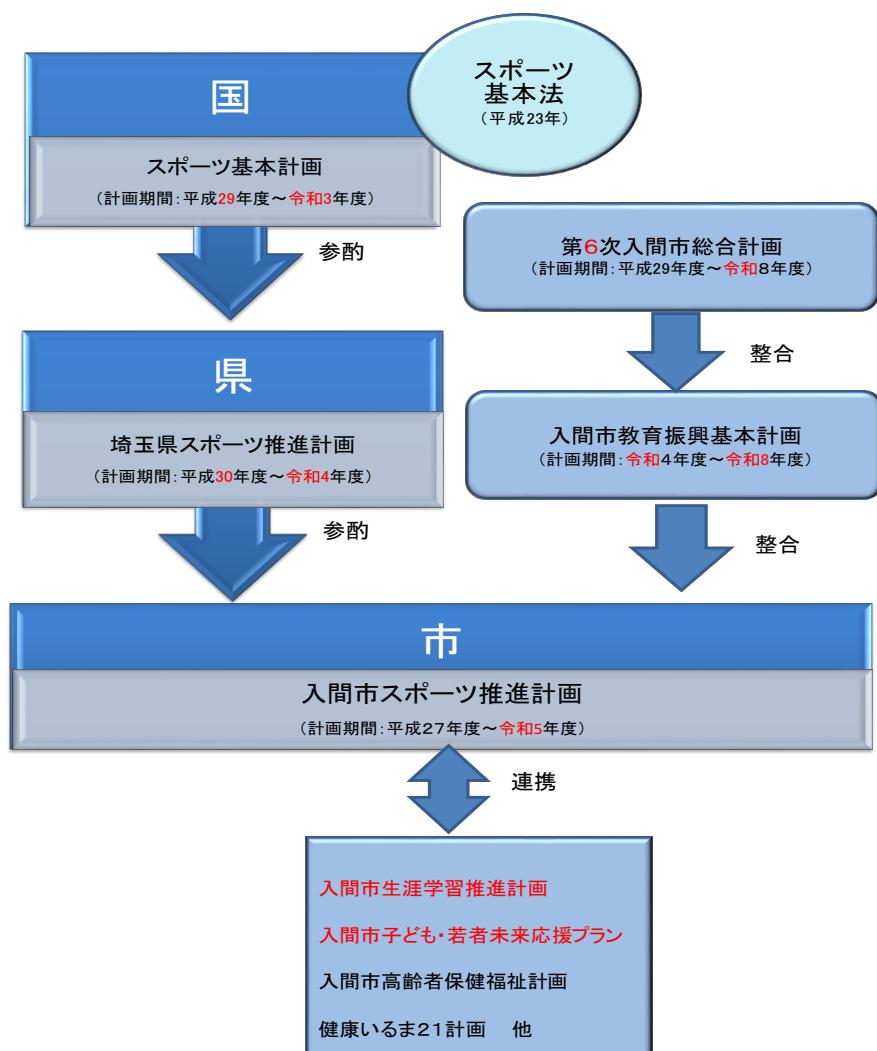
2. 位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条の規定により、国の「スポーツ基本計画」及び「埼玉県スポーツ推進計画」を参酌しつつ、本市の実情に即した、スポーツ推進に関する基本的な方向性を示したものとなります。

また、「第6次入間市総合計画」及び「入間市教育振興基本計画」を上位計画として整合を図るとともに、当市の各種計画と相互に連携しながら推進していくものです。

そして、市民や関係団体、学校、行政などが共通認識を持ち、地域社会全体でスポーツに関する取り組みを進めるための指針です。

■計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から令和5年度までの9年間とします。

但し、この期間中、新たな課題や社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、また、「入間市総合計画」及び「入間市教育振興基本計画」の次期計画の見直しに合わせ、本計画は必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

4. 現状と課題

(1) スポーツの現状と課題

平成23年度に実施の「入間市市民意識調査」では、週1回以上運動やスポーツを行っている市民は、平成20年度に実施した「入間市市民意識調査」時より増加しているものの、「入間市スポーツ振興基本計画」で目標とした50%の目標値達成に向けては、さらにスポーツの意識や重要性を積極的に伝え、啓発するなど、市民のスポーツに対する価値観を高めることが必要です。

本市においては、3年毎に実施されている「入間市市民意識調査」からスポーツ実施率(成人)は、平成17年度37.9%、平成20年度37.1%、平成23年度38.0%であり、スポーツや運動に取り組んでいる人がほぼ横ばいとなっています。これは、全国のスポーツ実施率45.3%（平成21年9月実施：内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」）と比較すると低い値であり、国の目標とする65%と比べるとさらに下回っているのが現状です。

平成23年度実施の「入間市市民意識調査」の中で、運動・スポーツを行った目的は、「健康・体力づくり」が特に多く(62.0%)、次いで「楽しみ・気晴らし」が(39.7%)、「運動不足を感じるから」(33.7%)でした。一方、運動やスポーツを行わなかつた理由は、「時間がないから」が最も多く(38.7%)、次いで「仕事や家事で疲れているから」が(33.6%)、「何となく・特に理由はない」(23.0%)、「健康上の理由から」(18.9%)でした。

国の「スポーツ立国戦略」においても、スポーツを実際に「する人」だけでなく、トップレベルの競技大会の観戦など、「観るスポーツ」の重要性が掲げられており、市民が様々な形態(する、観る、支える(育てる))で、生涯にわたってスポーツに参加できるよう、スポーツに関する情報発信など積極的に行うことが求められています。

本市においては、トップレベルの競技大会を実施・観戦できる施設には不十分な面があり、施設の老朽化も進んでいるのが現状です。今後、公共施設マネジメントを推進する中で、体育施設の最適化を図るとともに、市民ニーズに対応した競技施設の整備が必要です。

また、子ども達についても、年代に応じて様々なニーズがあるため、体力、興味に応じた、より親しみやすいスポーツの実施機会を充実し、それらの情報を積極的に発信することが求められています。さらに、保護者をはじめ市民全体が、子どもの体力の重要性について、正しい認識を持ち、子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り、育て、働きかけていくことが必要です。これらのことは、学校教育とも深く関わっており、教育機関とのきめ細やかで積極的な連携が大切であり、教育機関からのニーズに対応できる体制が必要です。

「入間市市民意識調査」からもわかるように、子どもから高齢者まで、誰もが気楽に、楽しく、スポーツを親しめる機会を、地域や学校、各種スポーツ団体などと連携して継続的に提供することが必要です。そして、誰もが元気で生き生きと暮らし続けることができるよう、運動やスポーツを通じた健康づくりを推進することが必要です。

また、生涯にわたってスポーツを親しむためには、自ら体を動かして楽しむ「するスポーツ」だけでなく、スポーツを観戦して見て楽しむ「観るスポーツ」、スポーツ大会等にボランティアとして参加を楽しむ「支えるスポーツ」といった観点からのスポーツ活動を促進することが求められています。

そのためには、スポーツ施設の整備や有効活用を進めるとともに、スポーツ指導者、スポーツ関係団体、スポーツクラブなどの育成をはじめ、ライフスタイルに応じたスポーツの普及など、スポーツ活動の場と機会の充実を推進していく必要があります。

(2) スポーツ施設の現状と課題

「入間市市民意識調査」では、運動やスポーツを行う場所として、「公園・広場・道路」などが 49.6%と約半数を占めており、次いで「自然の中」が 28.5%、「民間のスポーツ施設」が 21.6%、「市のスポーツ施設（野球場・体育館など）」が 20.0%となっています。運動やスポーツを行う種目としては、「ウォーキング（散歩）」が 63.3%、「体操運動（軽い体操・ラジオ体操）」が 22.8%、「ジョギング・ランニング」が 12.5%となっています。調査結果からは、屋内施設や競技性の高い種目より、「公園・広場・道路」など、自宅周辺の屋外で一人でも簡単に行なえる運動やスポーツに親しんでいることがわかります。

一方「市のスポーツ施設（野球場、体育館など）」を利用する市民や各種スポーツ団体からは、施設の老朽化に伴う改修やバリアフリー化、そして、練習や競技大会を行うためのスポーツ施設の不足などの意見が市に寄せられていることから、今後の市のスポーツ施設の積極的な整備・充実、魅力ある施設づくりが求められています。

① スポーツ施設

市内には、体育館や野球場、テニスコート、ソフトボール場、サッカー場、屋外プールなど、運動やスポーツ・レクリエーションなどを行うための公共スポーツ施設が設置されています。しかし、経年劣化が進んでいることや整備等が遅れていることから、利用者の安全性の確保と施設の良好なコンディションを維持するために、緊急的な対応に追われているのが現状です。施設の整備等については市の財政状況と相関するため、新たな施設整備は難しい状況にあることから、暫くの間は計画的な補修・改修を行っていく必要があります。

近年ではスポーツの多様化やルール改正などから、施設の補修や改修などの対応を図る必要があります。また、競技用具の性能向上から既存の用具では、利用者の要望に応え切れることなどもあり、施設の整備・充実が求められています。

② 学校体育施設

地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、学校教育活動に支障のない範囲で小中学校の体育施設が開放されています。開放状況は、小学校 16 校中、体育館が 16 校、校庭が 13 校開放されており、中学校は、11 校中、体育館が 8 校、校庭が 2 校となっています。

運営管理については、豊岡・黒須・東金子・金子・宮寺・二本木・藤沢・西武の各地区に学校開放運営委員会を設置し、また、管理員を配置し運営管理を行なっています。全ての施設の開放を目指していますが、学校開放が開始された背景や、中学校については部活動での使用もあり、調整が必要となっています。

③ スポーツ施設の管理運営

多くのスポーツ施設を市が直接管理していましたが、指定管理者制度が導入されたことに伴い、現在、市民体育館・運動公園・武道館・黒須市民運動場、中央公園、地区体育館 5 館の 10 施設については、指定管理者による管理運営を行っています。

また、地区の体育施設の貸出し等の運営業務は、地区スポーツ協会等地元の協力をいたわいています。

施設のより効果的な活用や施設利用の多様性を最大限に引き出すためには、整備を進めるだけでなく管理運営の見直しや利用者ニーズに応える必要があります。

また、施設の使用料について有料施設と無料施設があり、施設が設置された経過や整備状況に差があるものの、その公平性や受益者負担の観点からサービスに見合う適正な使用料の見直しも求められています。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念及び基本目標

スポーツは、人格の形成、体力の向上、健康・長寿の礎であるとともに、地域の活性化や、スポーツ産業の広がりによる経済的効果など、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできないものです。

市民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、そしてスポーツを育てることで、スポーツの持つ多様な意義や価値が地域全体に広く共有されるよう、今後は、本市のスポーツ文化を継続して、発展させていかなければなりません。

本計画は、これから本市におけるスポーツのあるべき姿を示し、また、市民や関係団体、学校、行政などが共通認識を持ち、地域社会全体でスポーツに関する取り組みを進めるための指針となるものです。

のことから、子どもから大人、高齢者や障がいのある人まで、市民の誰もがそれぞれのライフステージに応じて、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動をわかち合い、生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を実現するため、「スポーツを通じて健康で活力に満ちたまち いるま」を本計画の基本理念とし、週1回以上のスポーツ実施率（成人）50%以上を基本目標とします。

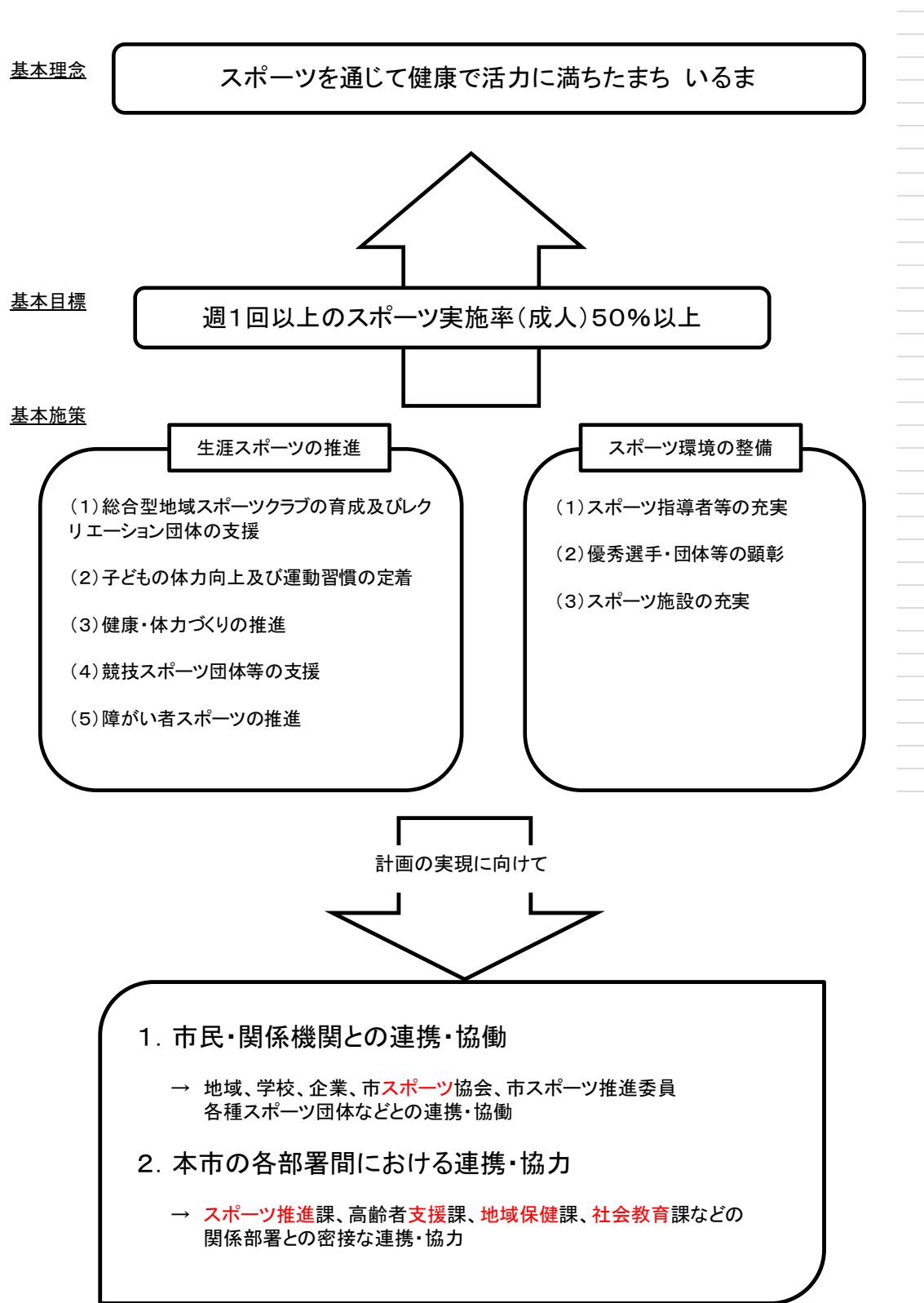
<基本理念>

スポーツを通じて健康で活力に満ちたまち いるま

<基本目標>

週1回以上のスポーツ実施率(成人)50%以上

2. 計画の体系図



第3章 基本施策

1. 生涯スポーツの推進

スポーツ活動は、健康の保持増進、体力づくりや地域社会の連帯感を育てるためにも大きな役割を担っています。スポーツを通して市民が世代を超えて触れ合いを深めていくことは、コミュニケーション能力や思いやりの心、多様な価値観を認め合う気持ちなどを育み、心身両面にわたる、健康の維持増進に寄与することにつながります。

そのために、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」気軽にスポーツに関われるよう、各種団体の育成や地域住民のニーズに応える支援を促進します。

(1) 総合型地域スポーツクラブの育成及びレクリエーション団体の支援

日常的にスポーツに親しむことができる環境づくりとして、(※)総合型地域スポーツクラブの育成及びレクリエーション団体の支援に努めます。このことによって、地域コミュニティの醸成や活力あるまちづくりが期待されます。

市では、平成23年度に設立しました、T. A. Pいるま総合型地域スポーツクラブや、平成24年度に設立しました、入間市レクリエーション協会等の活動に対し積極的に支援します。

また、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動が行なえるよう、こうした団体と連携し、各種教室等の充実を図り、スポーツ・レクリエーションを通した生きがいづくりを推進します。

※総合型地域スポーツクラブとは

誰もが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現のために、地域住民が自主的に運営するスポーツクラブです。

子どもから高齢者まで様々な世代との交流ができ、そして、各自の競技レベルに合わせながら、多種目のスポーツに参加できるなどの特徴があります。

(2) 子どもの体力向上及び運動習慣の定着

子どもは、学校や家庭、地域で遊びや様々な活動を通して、スポーツの楽しさや喜びを体験することにより、体力や運動能力が向上するとともに、仲間との触れ合いを通して豊かな社会性や人間性が養われます。このため、子どもだけでなく保護者の協力も要請し、子ども達にスポーツの魅力や優れた技能、スポーツmanship、健康と体力づくり等資質の向上に努めます。

また、スポーツを習慣化させるには、子どもの頃からスポーツを楽しむことが重要であることを踏まえ、スポーツ実施機会の拡充に努めます。

具体的には、指導者の資質の向上に努めるとともに、スポーツの取り組みに対して消極的な子どもや、運動の苦手な子どもでも楽しめるようなスポーツ・レクリエーションの体験教室等を開催し、実施機会の拡充に努めます。

(3) 健康・体力づくりの推進

市民が健康で活力に満ちた生活が送れるよう、また、市民自ら健康・体力づくりが図られるよう、個々の体力や運動機能に応じて、家事や労働といった日常生活での活動や趣味・レジャー、スポーツなど、身体活動を定着させる取り組みを推進します。

また、高齢者がいつまでも健康で自立した生活を継続することができるよう介護予防・健康づくりの観点、さらには生きがいづくりと社会参加活動の支援という面から各種団体と連携し、高齢者がスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会の提供に努めます。

さらに、運動習慣のない市民には、ライフステージに応じてスポーツ・レクリエーション活動を「する」きっかけとするために、各種のスポーツ・レクリエーション教室の充実に努めます。

(4) 競技スポーツ団体等の支援

本市出身のスポーツ選手、市内の学校のクラブ活動やスポーツ少年団等の全国大会での活躍及び国際大会への参加出場は、市民にとって誇りであり、スポーツへの関心・意欲を高めることになります。

このため、トップアスリートを輩出するための環境づくりや、各競技スポーツ団体が行う、競技力向上の強化事業に対して支援します。

また、本市出身や本市ゆかりのトップアスリート、或いは著名な外部指導者を招いて、各種スポーツ教室等の開催を、入間市スポーツ協会と連携しながら積極的に取り組みます。

さらに、学生・実業団等のトップチームを招聘し、強化試合による地元チームの強化や、ハイレベルなプレーを「観る」スポーツの充実に努めます。

(5) 障がい者スポーツの推進

スポーツ・レクリエーション活動は障がいのある人にとって社会参加の重要な要素の一つであり、これらを通じて、障がいのある人同士、または、障がいのある人とない人の交流が生まれ、相互の理解や連帯感が高まるという効果が期待されます。

「する」スポーツと「支える」スポーツの観点から、障がいのある人を対象としたスポーツ・レクリエーション活動に加えて、必要なボランティアなどの支援体制を確保した上で、一般のスポーツ・レクリエーション活動に障がいのある人が参加できるように努めることも重要です。

そのため、庁内関係部署や障がい者関係団体と連携し、障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を包括的に支える団体を支援するとともに、指導者の養成・確保及び障がいのある人が利用しやすい施設の充実にも努めます。

また、障がいのある人が気軽に参加しやすいスポーツイベントの実施に努めます。

さらに、入間市スポーツ推進委員協議会と連携し、障がい者スポーツ研修会等へのスポーツ指導者の派遣に努めます。

2. スポーツ環境の整備

スポーツ推進のためには、「誰でも」気軽にスポーツに親しむことのできる施設の充実が不可欠となります。入間市は多くのスポーツ施設を有しております、これらの施設の維持・管理に努めるとともに、一層の活用が期待されます。

また、施設の活用だけでなく、指導者等スタッフの充実や優秀選手・団体等の顕彰なども、スポーツ推進のための環境づくりとして重要な要素といえます。

(1) スポーツ指導者等の充実

近年、各種スポーツにおけるニーズの多様化・高度化などに伴い、入間市スポーツ推進委員をはじめとするスポーツ指導者等の養成・確保の必要性が高まっています。

このため、生涯スポーツについては、障がい者スポーツを含めた様々な種目の指導者などを、競技スポーツについては、科学的なトレーニング指導を行うことができる専門的な指導者を養成・確保することに努めます。

また、スポーツ指導者等を対象としたスポーツリーダー養成講座、レクリエーション指導者養成講座を開催し、指導者の養成に努めます。

そして、入間市スポーツ推進委員の資質を更に向上させるとともに、入間市スポーツ推進委員が地域のコーディネーターとして、各種スポーツ団体と密接に連携・協力しながら、主体的に市民のスポーツ推進にあたるように努めます。

さらに、近年「支えるスポーツ」が注目されていますが、この役割を担うのが「スポーツボランティア」と呼ばれているものです。

この「スポーツボランティア」は、各種スポーツ、レクリエーション大会の開催時において、報酬を目的としないで運営を支える人達です。

今後はスポーツボランティアの育成のために、研修機会の提供や活動体制の

整備に努めます。

(2) 優秀選手・団体等の顕彰

スポーツの推進に尽力された方々に対する顕彰制度は、敬意と感謝の意を表し、その功績を永く讃えるだけでなく、スポーツの文化的価値を高め、更なる向上心を高める上でも重要です。

また、各種競技大会において優秀な成績を収めることにより、市民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高める効果も期待できます。

本市では、スポーツ・レクリエーションの振興を図ることを目的に、スポーツ・レクリエーション大会の全国大会等の出場者に対して、奨励金を交付しています。

また、市スポーツ協会と連携し、優秀な成績を収めた選手・団体や、スポーツの普及発展に貢献した方々に対する表彰を行っています。

今後も、奨励金や表彰などの顕彰制度を継続、充実させ、選手や指導者等の功績を讃えることで、競技者の励みになるように努めます。これらの表彰や激励会等を市スポーツ協会と連携して開催し、その内容を報道機関等へ積極的に情報発信することで市民への周知を図ります。

さらに、入間市公式ホームページを活用し、市民に顕彰制度の要項や受賞者を紹介するなど、顕彰制度の幅広い周知を図ります。

(3) スポーツ施設の充実

市内には、体育館や野球場、テニスコート、ソフトボール場、サッカー場、屋外プールなど多くのスポーツ施設がありますが、経年劣化が進んでいることや整備等が遅れていることから、計画的に補修や改修を進め、市民が安全・安心に利用しやすい環境整備に努めます。

地域スポーツの推進拠点となる地区体育館については、施設の維持管理の充実に努めるとともに、スポーツ広場については、地域バランスや周辺環境を考慮しながら充実した整備や配置に努めます。

① スポーツ施設の整備充実

・既存施設の整備充実

スポーツ施設や地域の特性等を踏まえながら、市民のスポーツニーズに的確に応えることができるよう、適切な維持管理と設備の充実に努めます。

なお、既存施設の整備については、公共施設マネジメント事業計画との整合性を図りながら対応していきます。

・利便性の向上

多様化するスポーツニーズに効果的かつ効率的に対応するため、スポー

ツを「する、観る、支える」立場から、市民が利用しやすい施設環境を整備していきます。また、公共施設予約システムの利用促進を図ります。

② 学校体育施設等の活用促進

学校教育活動に支障のない範囲で、小中学校の体育施設を地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として開放していますが、今後も市民の身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として有効活用が図られるよう推進していきます。

また、高校、大学や民間企業のスポーツ施設を積極的に開放してもらうことで、身近な場所でスポーツに取組むことができるよう努めます。

③ スポーツ施設の管理運営

市は健全な財政運営の推進のために、行政改革長期プラン実行計画や、公の施設への指定管理者制度適用に係る指針に基づき、公共施設の管理運営について、指定管理者制度を適用しています。

スポーツ施設においては、現在、市民体育館・運動公園・武道館・黒須市民運動場、中央公園、地区体育館5館の10施設が指定管理者による管理運営を行なっています。

また、現在、無料で貸し出しを行っているスポーツ施設の有料化について、受益者負担の観点から検討が必要ですが、有料化にあたりましては、施設整備も必要であることから、公共施設マネジメント等との整合性を図りながら対応していきます。

第4章 計画の推進に向けて

1. 市民・関係機関との連携・協働

スポーツは明るく豊かで、活力に満ちた社会をつくる上で欠くことのできないものであることから、市民一人ひとりが、それぞれのライフスタイルに応じたスポーツを積極的に取り組むことが重要です。

これまでスポーツを行っていなかった市民が、身近なところでスポーツや運動に親しむきっかけづくりや、これまでスポーツを行ってきた市民が、より自主的にスポーツを行うことができるよう、行政は、地域、学校、企業、また市スポーツ協会や各種スポーツ団体などと連携・協働し、スポーツに取り組みやすい環境づくりに努めます。

また、行政は、生涯スポーツ活動の充実や競技力の向上を図るため、本計画に掲げる施策を総合的・効果的に推進できるよう体制整備に努めます。

そのほか、国や県をはじめ、公益財団法人埼玉県スポーツ協会、埼玉県レクリエーション協会など、市外の関係機関とも連携を密にし、様々なスポーツ施策を推進していきます。

2. 本市の各部署間における連携・協力

本計画の基本施策は、本市の幅広い分野に関わり、高齢者支援課、地域保健課、社会教育課などの、各個別計画との整合を図ります。

また、情報の共有化を図るために、計画担当者間との協議の場を設けるなど、密接な連携・協力のもとに本計画を推進していきます。

3. 情報の提供

本計画は地域社会全体でスポーツに関する取り組みを進めることから、市公式ホームページに掲載するなど、市民の方々への周知を図り推進していきます。

資 料 編

1. スポーツ基本法 P15 から
2. 入間市スポーツ推進審議会条例 P26 から
3. 平成 23 年度（第 10 回）入間市市民意識調査報告書 P28 から
4. 体育施設一覧及び利用状況 P38 から

○スポーツ基本法

(平成二十三年六月二十四日)

(法律第七十八号)

第百七十七回通常国会

菅内閣

改正 平成二四年八月二二日法律第六七号

スポーツ基本法をここに公布する。

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他的精神の涵かん養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。

さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようになるとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者的心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を取ることができるように、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。
(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。
(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならぬ。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一條 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二條 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようになるとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができる

できるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）

第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な發揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同

して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

- 2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- 3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

- 2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政

機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの
 - 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一條から第十三条までの規定の適用があるものとする。
 - 3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に關

し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行)

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四法律六七）抄

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

○入間市スポーツ推進審議会条例

昭和58年7月4日

条例第16号

入間市スポーツ振興審議会設置条例（昭和42年条例第36号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、入間市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平23条例20・一部改正）

（任務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、スポーツの推進に関し必要と認める事項について市長に建議することができる。

（平23条例20・全改、平28条例27・一部改正）

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織し、知識経験者のうちから、市長が委嘱する。

（昭62条例30・平28条例27・一部改正）

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（昭62条例30・一部改正）

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、健康推進部スポーツ推進課において処理する。

（平2条例27・平8条例19・平28条例27・一部改正）

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

（平28条例27・一部改正）

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、昭和60年4月30日までとする。

附 則（昭和62年条例第30号）

この条例中第1条の規定は昭和62年7月4日から、第3条の規定は昭和64年4月1日から、

第2条の規定は同年5月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第27号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第19号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第20号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の入間市スポーツ振興審議会条例第3条の規定により委嘱されている入間市スポーツ振興審議会の委員は、第1条の規定による改正後の入間市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により委嘱された入間市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

附 則（平成28年条例第27号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（入間市スポーツ推進審議会条例の改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行の際現に第23条の規定による改正前の入間市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱されている入間市スポーツ推進審議会の委員は、当該委嘱に係る任期の間、同条の規定による改正後の入間市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。

（1）運動やスポーツの状況

問 21 あなたは、この 1 年間に運動やスポーツをどの程度行いましたか。

週に 1 回以上スポーツをしている市民は約 4 割で、高齢層に多い

運動やスポーツは、「していない」が最も多く 32.9%、次いで「週に 1~2 回」(20.0%)、「週に 3 日以上」(18.0%)、「月に 1~3 日」(13.1%) であり、「週に何回か行っている」（「週に 3 日以上」+「週に 1~2 回」）市民は 38.0%である。

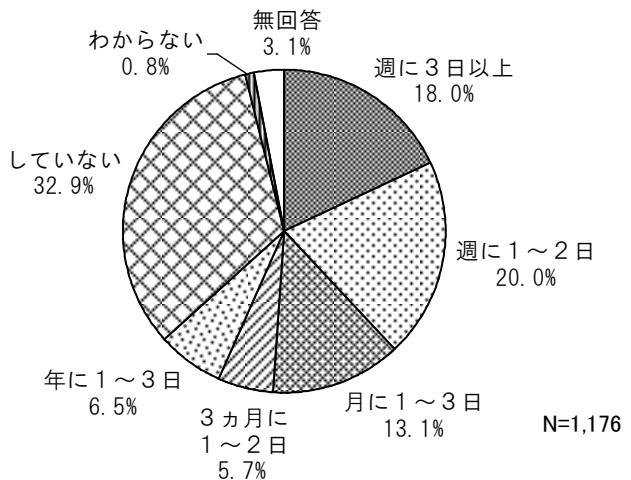


図 86 運動やスポーツの状況

【属性別の傾向】

「週に何回か行っている」は、性・年齢別では、男女とも 60 歳以上が多く、男性 60 歳代 (42.0%)、70 歳以上 (46.8%)、女性 60 歳代 (55.7%)、70 歳以上 (48.8%) である。

職業別では主婦 (47.0%)、無職 (43.9%) が、住居形態別では持ち家（集合住宅）の 46.6%が、居住地区別では豊岡地区 (42.1%)、西武地区 (41.1%) が多い。

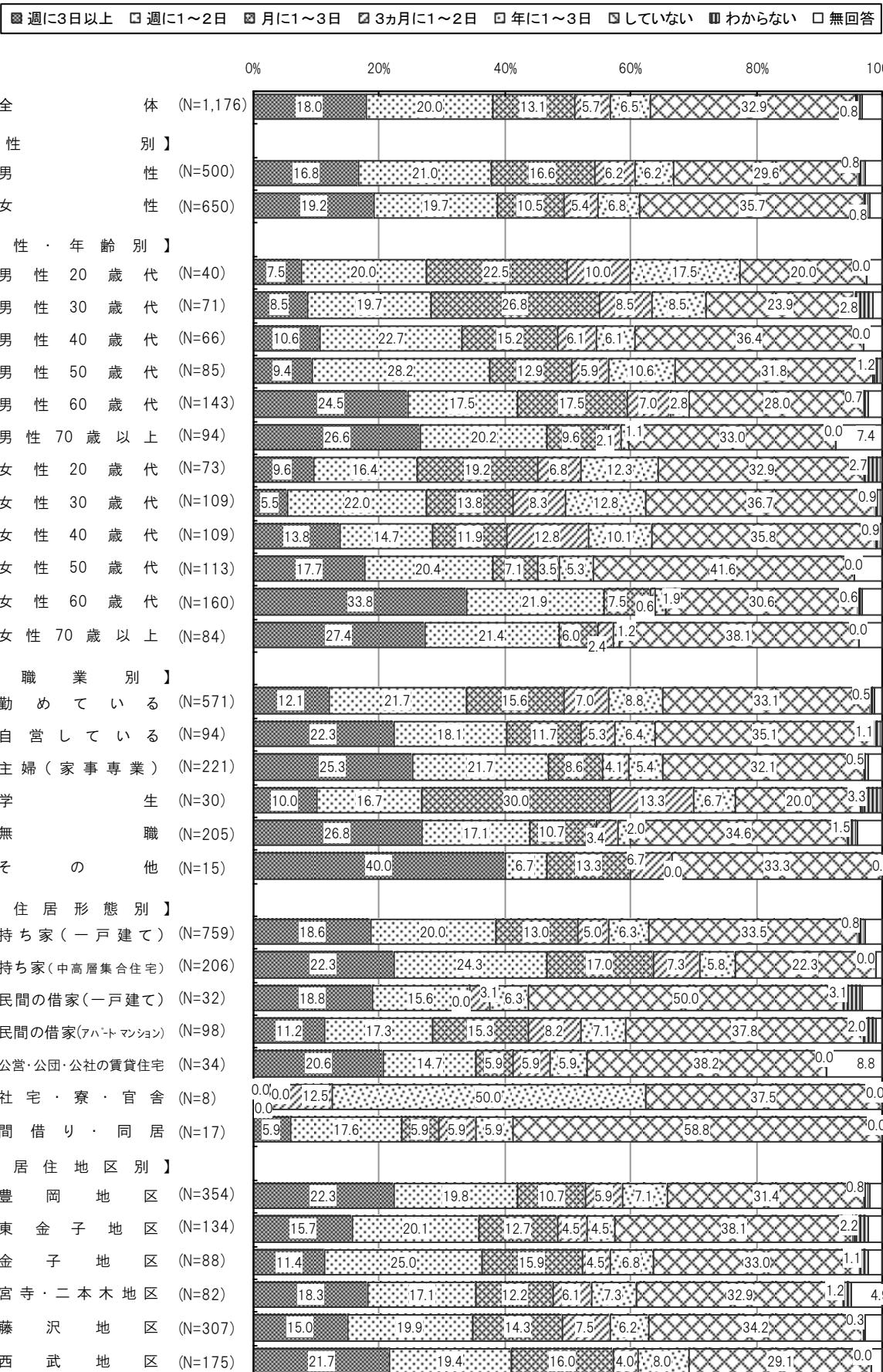


図 87 属性別に見た運動やスポーツの状況

(2) 運動やスポーツの内容

問21-1 それはどんな運動やスポーツですか。次の中からいくつでも選んでください。(問21で「1」～「5」と答えた方)

運動やスポーツは、ウォーキングが特に多く3分の2を占める

運動やスポーツを行っている 744 人の内容は、「ウォーキング」が特に多く 63.3%、次いで「体操運動」(22.8%) であり、この他には「ジョギング・ランニング」、「ゴルフ」、「ハイキング」、「トレーニング」が 10% 台で続く。

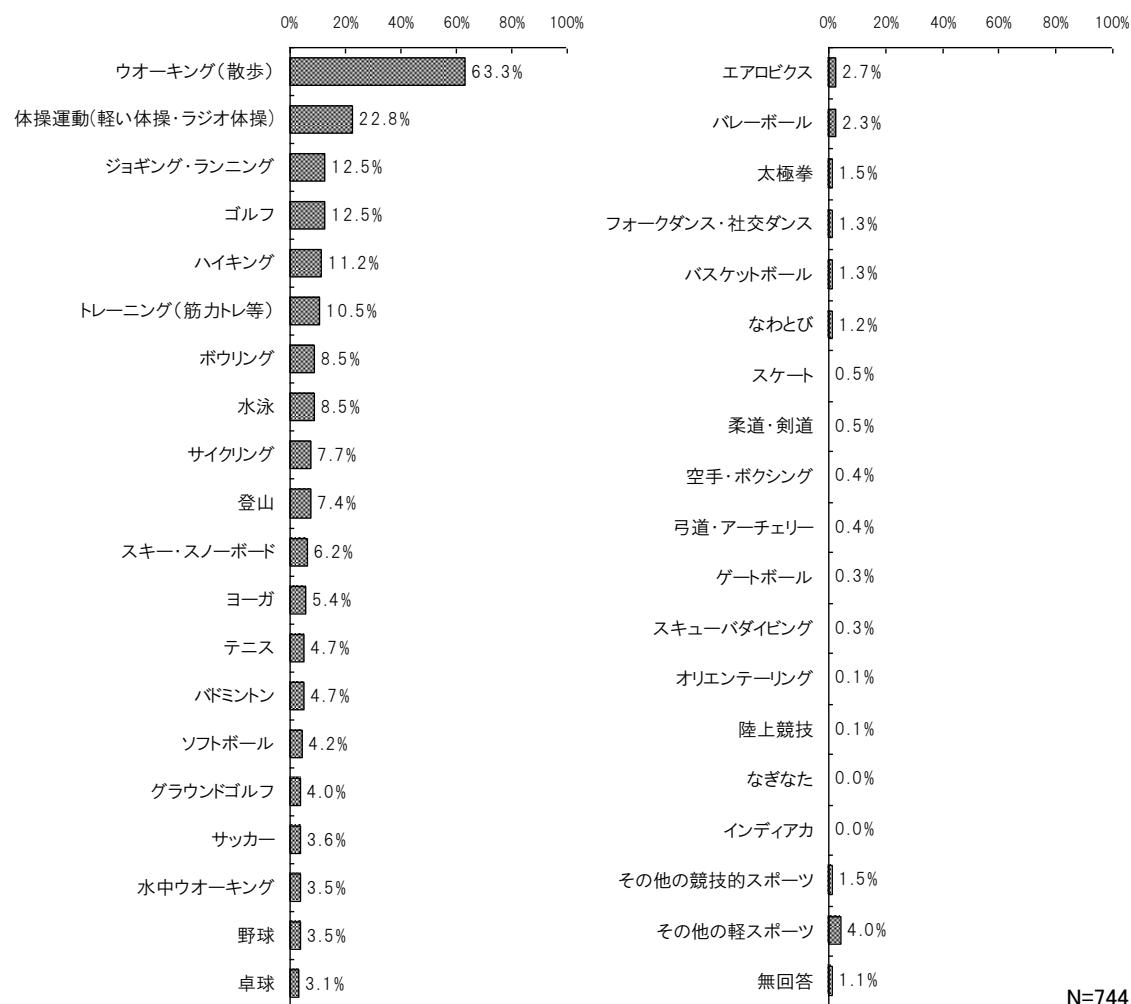


図 88 運動やスポーツの内容

【属性別の傾向】

性別では、「ウォーキング」が男女いずれでも断然トップであるが、これに続くものとして、男性は「ゴルフ」(21.9%)、「体操運動」(18.9%)、「ジョギング・ランニング」(18.6%)、「トレーニング」(14.1%) が多いのに対し、女性は「体操運動」(26.3%) の他「ハイキング」、「ボウリング」、「水泳」、「ヨガ」が 10% 前後であり、男性と比べ多様で身近な運動に親しんでいる。

性・年齢別では、「ウォーキング」は男性 60 歳代(72.7%)、70 歳以上(87.5%)、女性 50 歳代(77.0%)、60 歳代(79.0%)、70 歳以上(77.6%) と、高年齢層が行っている。

表 18 属性別に見た運動やスポーツの内容（上位 12 項目）

(単位: %)

属性		件数 (N)	ウォーキング (散歩)	体操運動 (軽い体操・ラジオ体操)	ジョギング・ランニング	ゴルフ	ハイキング	トレーニング(筋力トレ等)
全 体		744	63.3	22.8	12.5	12.5	11.2	10.5
性別	男性	334	60.2	18.9	18.6	21.9	12.0	14.1
性別	女性	400	66.0	26.3	7.3	4.8	10.5	7.5
性年齢別	男性 20 歳代	31	35.5	3.2	32.3	12.9	0.0	12.9
	男性 30 歳代	51	39.2	13.7	23.5	19.6	3.9	23.5
	男性 40 歳代	40	50.0	10.0	37.5	20.0	7.5	35.0
	男性 50 歳代	57	50.9	14.0	21.1	19.3	14.0	7.0
	男性 60 歳代	99	72.7	21.2	10.1	31.3	14.1	8.1
	男性 70 歳以上	56	87.5	39.3	5.4	16.1	23.2	8.9
	女性 20 歳代	47	42.6	23.4	12.8	6.4	4.3	14.9
	女性 30 歳代	68	55.9	17.6	11.8	2.9	8.8	4.4
	女性 40 歳代	69	53.6	21.7	8.7	10.1	4.3	7.2
	女性 50 歳代	61	77.0	26.2	11.5	1.6	14.8	8.2
	女性 60 歳代	105	79.0	38.1	1.9	4.8	18.1	7.6
	女性 70 歳以上	49	77.6	22.4	0.0	2.0	6.1	4.1

(単位: %)

属性		件数 (N)	ボウリング	水泳	サイクリング	登山	スキー・スノーボード	ヨガ
全 体		744	8.5	8.5	7.7	7.4	6.2	5.4
性別	男性	334	7.5	7.8	10.2	6.6	6.0	0.6
性別	女性	400	9.5	9.0	5.5	8.0	6.0	9.5
性年齢別	男性 20 歳代	31	16.1	3.2	12.9	3.2	16.1	0.0
	男性 30 歳代	51	11.8	13.7	11.8	0.0	7.8	0.0
	男性 40 歳代	40	10.0	7.5	12.5	10.0	12.5	2.5
	男性 50 歳代	57	12.3	7.0	10.5	10.5	3.5	1.8
	男性 60 歳代	99	2.0	9.1	6.1	7.1	2.0	0.0
	男性 70 歳以上	56	1.8	3.6	12.5	7.1	3.6	0.0
	女性 20 歳代	47	27.7	14.9	2.1	4.3	17.0	17.0
	女性 30 歳代	68	11.8	8.8	11.8	5.9	10.3	13.2
	女性 40 歳代	69	10.1	11.6	7.2	5.8	4.3	11.6
	女性 50 歳代	61	8.2	9.8	4.9	9.8	4.9	9.8
	女性 60 歳代	105	1.9	7.6	4.8	10.5	1.9	5.7
	女性 70 歳以上	49	6.1	2.0	0.0	10.2	2.0	2.0

(3) 運動やスポーツを行う場所

問21－2 どんな場所で行いましたか。次の中からいくつでも選んでください。(問21で「1」～「5」と答えた方)

運動やスポーツを行う場所は、公園・広場・道路などが約半数

運動やスポーツを行っている 744 人の行う場所は、「公園・広場・道路など」が特に多く 49.6%、次いで「自然の中」(28.5%)、「民間のスポーツ施設」(21.6%)、「市のスポーツ施設」(20.0%)、「自宅」(19.9%) である。

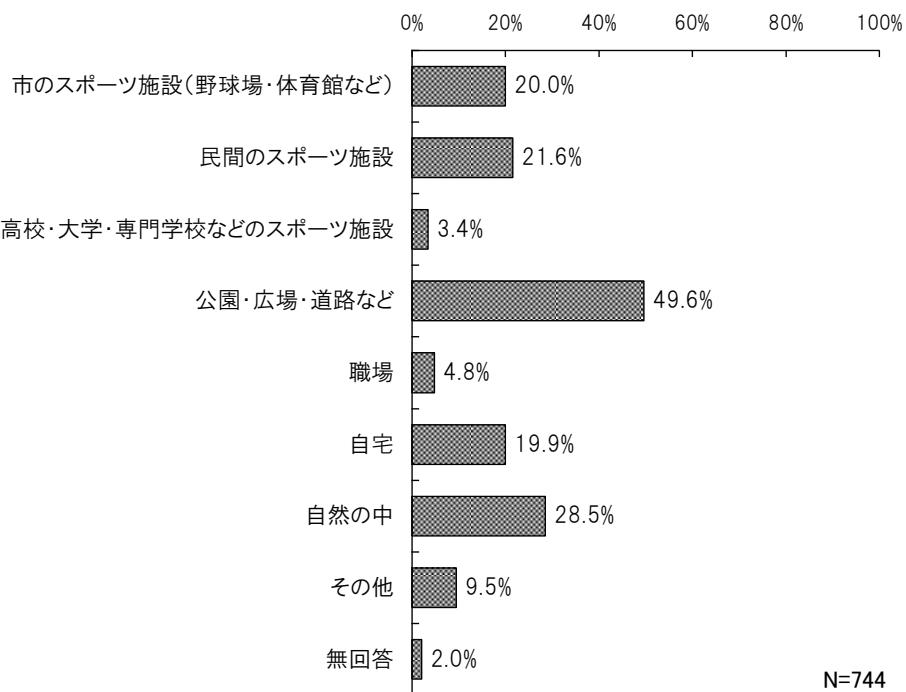


図 89 運動やスポーツを行う場所

【属性別の傾向】

性・年齢別では、「公園・広場・道路など」は男女、年齢を問わず 40% 強～60% 弱を占め、「市のスポーツ施設」は男性 20～50 歳代が 25～29%、女性 40 歳代 (30.4%)、「民間のスポーツ施設」は男性 30～40 歳代が 30% 前後、女性 20 歳代 (27.7%)、40 歳代 (36.2%) が多い。

表 19 属性別に見た運動やスポーツを行う場所

(単位:%)

属性		件数(N)	市のスポーツ施設 (野球場・体育館など)	民間のスポーツ施設	高校・大学・専門学校などのスポーツ施設	公園・広場・道路など	職場
全 体		744	20.0	21.6	3.4	49.6	4.8
性別	男性	334	22.8	21.9	4.2	51.5	5.4
	女性	400	18.3	21.5	2.8	47.5	4.3
性年齢別	男性 20 歳代	31	29.0	22.6	19.4	41.9	9.7
	男性 30 歳代	51	27.5	27.5	3.9	47.1	9.8
	男性 40 歳代	40	25.0	35.0	5.0	50.0	7.5
	男性 50 歳代	57	28.1	19.3	7.0	49.1	8.8
	男性 60 歳代	99	16.2	18.2	0.0	55.6	2.0
	男性 70 歳以上	56	19.6	16.1	0.0	57.1	0.0
	女性 20 歳代	47	8.5	27.7	17.0	46.8	8.5
	女性 30 歳代	68	8.8	17.6	1.5	50.0	7.4
	女性 40 歳代	69	30.4	36.2	0.0	44.9	5.8
	女性 50 歳代	61	16.4	21.3	0.0	41.0	3.3
	女性 60 歳代	105	21.0	16.2	1.9	51.4	1.9
	女性 70 歳以上	49	20.4	10.2	0.0	49.0	0.0

(単位:%)

属性		件数(N)	自宅	自然の中	その他	無回答
全 体		744	19.9	28.5	9.5	2.0
性別	男性	334	18.3	31.1	8.7	2.7
	女性	400	21.3	26.8	10.3	1.5
性年齢別	男性 20 歳代	31	16.1	22.6	16.1	0.0
	男性 30 歳代	51	21.6	15.7	3.9	2.0
	男性 40 歳代	40	15.0	22.5	5.0	0.0
	男性 50 歳代	57	10.5	26.3	8.8	3.5
	男性 60 歳代	99	17.2	34.3	10.1	4.0
	男性 70 歳以上	56	28.6	55.4	8.9	3.6
	女性 20 歳代	47	23.4	17.0	17.0	0.0
	女性 30 歳代	68	16.2	16.2	13.2	2.9
	女性 40 歳代	69	17.4	21.7	4.3	0.0
	女性 50 歳代	61	21.3	37.7	11.5	1.6
	女性 60 歳代	105	25.7	31.4	8.6	1.0
	女性 70 歳以上	49	22.4	34.7	10.2	4.1

(4) 運動やスポーツを行った目的

問 21－3 行った目的は何ですか。主なものを2つまで選んでください。(問 21 で「1」～「5」と答えた方)

運動やスポーツの目的は健康・体力づくりが3分の2

運動やスポーツを行っている 744 人の行う目的は、「健康・体力づくり」が特に多く 62.0%、次いで「楽しみ、気晴らし」(39.7%)、「運動不足を感じるから」(33.7%) である。

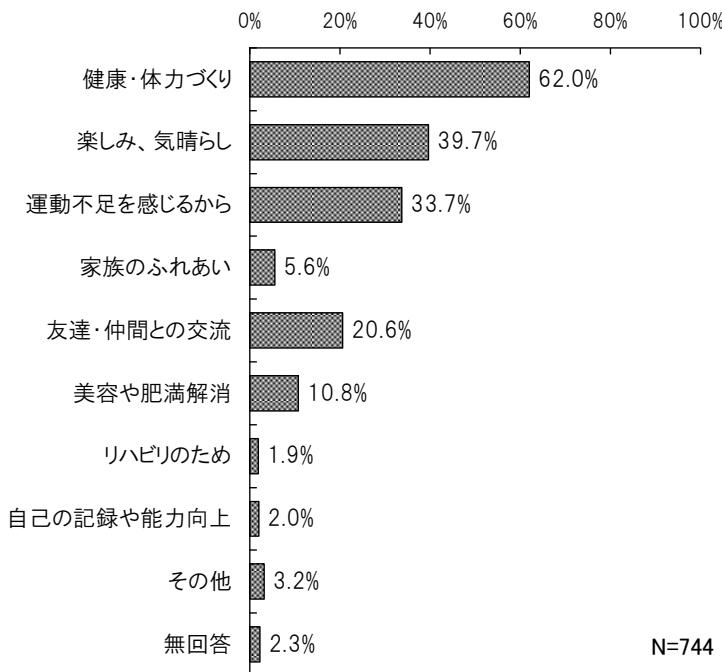


図 90 運動やスポーツを行った目的

【属性別の傾向】

性別では、いずれも「健康・体力づくり」が最も多いが、男性は女性に比べ「楽しみ、気晴らし」(42.8%)、「友達・仲間との交流」(24.3%) が多いことが特徴である。

性・年齢別では、20 歳代は「楽しみ、気晴らし」(男性 58.1%、女性 51.1%)、「友達・仲間との交流」(男性 38.7%、女性 29.8%) とする回答が他の年代に比べて多い。一方、高年齢層は「健康・体力づくり」が最も多いが、「運動不足を感じるから」は男性 60 歳代(43.4%)、70 歳以上(41.1%)、女性 60 歳代 (45.7%) が多くなっている。「家族のふれあい」は男性 30 歳代 (17.6%)、女性 30 歳代 (17.6%)、女性 40 歳代 (13.0%) が多い。

表 20 属性別に見た運動やスポーツを行った目的

(単位:%)

属性		件数(N)	健康・体力づくり	楽しみ、気晴らし	運動不足を感じるから	家族のふれあい	友達・仲間との交流
全 体		744	62.0	39.7	33.7	5.6	20.6
性別	男性	334	62.3	42.8	34.4	4.2	24.3
性別	女性	400	61.5	36.5	33.3	7.0	17.8
性年齢別	男性 20 歳代	31	35.5	58.1	25.8	0.0	38.7
	男性 30 歳代	51	39.2	47.1	25.5	17.6	25.5
	男性 40 歳代	40	55.0	45.0	30.0	5.0	22.5
	男性 50 歳代	57	68.4	49.1	28.1	3.5	24.6
	男性 60 歳代	99	69.7	39.4	43.4	0.0	21.2
	男性 70 歳以上	56	83.9	28.6	41.1	1.8	21.4
	女性 20 歳代	47	38.3	51.1	25.5	2.1	29.8
	女性 30 歳代	68	45.6	33.8	25.0	17.6	13.2
	女性 40 歳代	69	56.5	46.4	27.5	13.0	14.5
	女性 50 歳代	61	72.1	39.3	29.5	4.9	6.6
	女性 60 歳代	105	77.1	27.6	45.7	1.9	19.0
	女性 70 歳以上	49	65.3	28.6	38.8	2.0	28.6

(単位:%)

属性		件数(N)	美容や肥満解消	リハビリのため	自己の記録や能力向上	その他	無回答
全 体		744	10.8	1.9	2.0	3.2	2.3
性別	男性	334	5.1	1.8	2.7	1.8	2.4
性別	女性	400	15.8	2.0	1.5	4.3	2.3
性年齢別	男性 20 歳代	31	3.2	3.2	3.2	3.2	0.0
	男性 30 歳代	51	9.8	0.0	3.9	0.0	2.0
	男性 40 歳代	40	12.5	0.0	5.0	7.5	0.0
	男性 50 歳代	57	7.0	1.8	5.3	0.0	1.8
	男性 60 歳代	99	2.0	3.0	1.0	1.0	3.0
	男性 70 歳以上	56	0.0	1.8	0.0	1.8	5.4
	女性 20 歳代	47	17.0	0.0	2.1	10.6	2.1
	女性 30 歳代	68	26.5	0.0	2.9	4.4	2.9
	女性 40 歳代	69	15.9	1.4	2.9	4.3	0.0
	女性 50 歳代	61	18.0	0.0	0.0	4.9	1.6
	女性 60 歳代	105	11.4	3.8	0.0	1.9	0.0
	女性 70 歳以上	49	6.1	6.1	2.0	2.0	10.2

(5) 運動やスポーツを行わなかった（少なかった）理由

問 21-4 運動・スポーツを行わなかった（少なかった）理由は何ですか。主なものを3つまで選んでください。（問 21 で「4」～「6」と答えた方）

運動やスポーツを行わない（少ない）のは、時間がないことと疲れているため

運動やスポーツを行わなかった（少なかった）530 人の理由は、「時間がないから」が最も多く 38.7%、次いで「仕事や家事で疲れているから」(33.6%)、「何となく・特に理由はない」(23.0%)、「健康上の理由から」(18.9%) である。

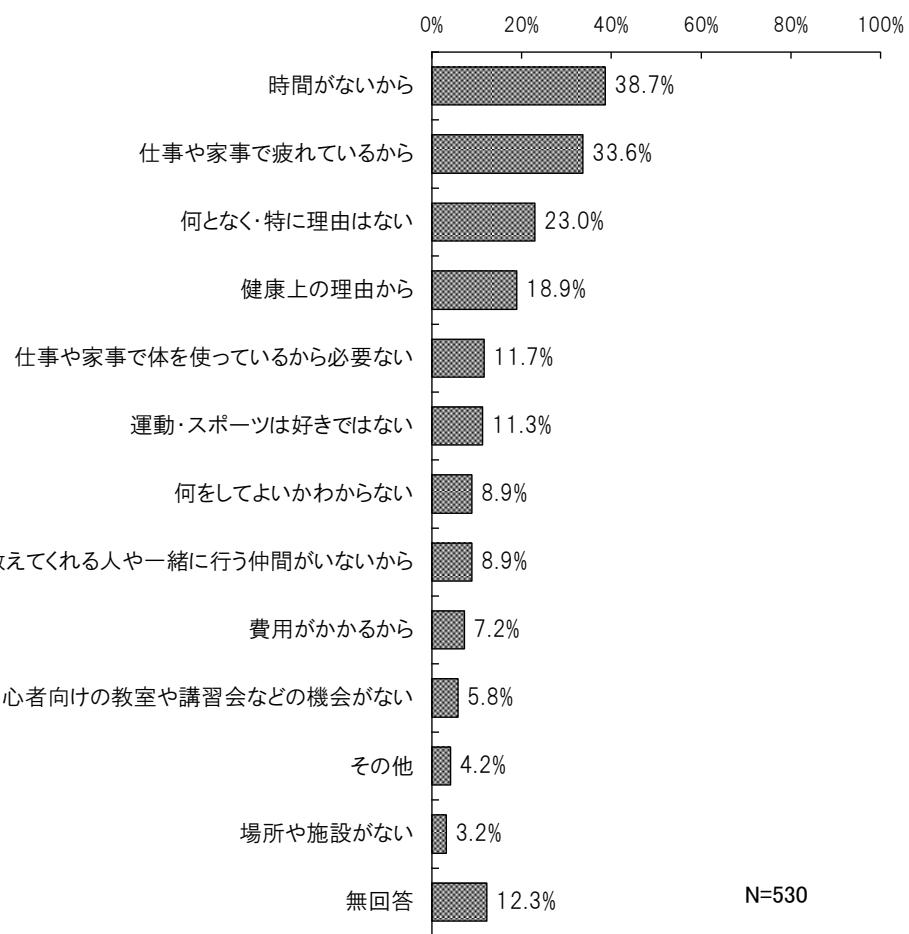


図 91 運動やスポーツを行わなかった（少なかった）理由

【属性別の傾向】

性・年齢別では、「時間がないから」は、働いている年代の男性 30～50 歳代が 50～60% 強、女性 20～40 歳代が 50% 弱と多く、「仕事や家事で疲れているから」も男性 30～50 歳代が 45% 前後、女性 40・50 歳代 40% 前後が多く、「時間がないから」とする年代と重なっている。

表 21 属性別に見た運動やスポーツを行わなかった（少なかつた）理由（上位項目順）

(単位: %)

区分		件数 (N)	時間が ない から	仕事や 家事で 疲れて いる から	何とな く・特に 理由は ない	健康上 の理由 から	仕事や 家事で 体を使 ってい るから 必要 ない	運動・ス ポーツ は好き でな い	何をし てよい かわか らない
全 体		530	38.7	33.6	23.0	18.9	11.7	11.3	8.9
性 別	男性	210	38.6	31.4	26.2	20.0	11.4	9.0	7.6
	女性	311	38.6	34.7	20.6	18.6	12.2	12.9	10.0
性・年齢別	男性 20 歳代	19	31.6	15.8	42.1	5.3	0.0	15.8	5.3
	男性 30 歳代	29	51.7	48.3	10.3	13.8	10.3	0.0	6.9
	男性 40 歳代	32	53.1	46.9	25.0	15.6	6.3	6.3	3.1
	男性 50 歳代	41	61.0	43.9	26.8	9.8	9.8	14.6	12.2
	男性 60 歳代	54	25.9	13.0	25.9	22.2	16.7	13.0	9.3
	男性 70 歳以上	34	11.8	23.5	32.4	47.1	17.6	2.9	5.9
	女性 20 歳代	38	47.4	34.2	28.9	2.6	0.0	7.9	15.8
	女性 30 歳代	63	49.2	36.5	9.5	14.3	7.9	9.5	7.9
	女性 40 歳代	64	46.9	39.1	10.9	4.7	10.9	15.6	9.4
	女性 50 歳代	57	35.1	43.9	29.8	15.8	15.8	15.8	14.0
	女性 60 歳代	53	34.0	34.0	26.4	35.8	17.0	15.1	9.4
	女性 70 歳以上	35	8.6	11.4	25.7	45.7	22.9	11.4	2.9

(単位: %)

区分		件数 (N)	教えて くれる 人や一 緒に行 う仲間 がいな いから	費用が かかる から	初心者 向けの 教室や 講習会 など の機会が ない	その他	場所や 施設が ない	無回答
全 体		530	8.9	7.2	5.8	4.2	3.2	12.3
性 別	男性	210	7.6	7.1	3.3	4.3	4.3	11.9
	女性	311	10.0	7.4	7.7	3.5	2.6	12.2
性・年齢別	男性 20 歳代	19	5.3	5.3	0.0	0.0	0.0	26.3
	男性 30 歳代	29	6.9	10.3	3.4	3.4	6.9	20.7
	男性 40 歳代	32	9.4	0.0	3.1	3.1	9.4	6.3
	男性 50 歳代	41	7.3	9.8	0.0	4.9	4.9	2.4
	男性 60 歳代	54	9.3	9.3	5.6	5.6	0.0	14.8
	男性 70 歳以上	34	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	8.8
	女性 20 歳代	38	7.9	5.3	5.3	2.6	5.3	13.2
	女性 30 歳代	63	7.9	12.7	3.2	4.8	3.2	15.9
	女性 40 歳代	64	12.5	12.5	9.4	0.0	4.7	20.3
	女性 50 歳代	57	17.5	5.3	19.3	1.8	1.8	7.0
	女性 60 歳代	53	1.9	0.0	3.8	3.8	0.0	5.7
	女性 70 歳以上	35	11.4	5.7	2.9	11.4	0.0	8.6

体 育 施 設 一 覧

施設名	種別	所在地 敷地面積	利用に係る連絡先
市民体育館 (昭和56年4月開館)	主競技場（最大利用） ・バレー ボール 4面 ・バスケット ボール 2面 ・バドミントン 8面 ・テニス 2面 トレーニング室 卓球場 5台 多目的室 弓道場 2人立ち	豊岡4-2-1 10,956.88m ²	市民体育館 (2962-1125)
運動公園 (昭和52年6月開設)	テニスコート 6面 陸上競技場兼ソフトボール場(2面) プール（一般用・児童用）	豊岡4-825-8他 34,744.11m ²	"
黒須市民運動場 (昭和47年9月開設)	野球場 2面 ソフトボール場 2面 テニスコート 10面 サッカー場 1面 自由広場	春日町地区内 (入間川河川敷)	"
西武市民運動場 (昭和53年6月開設)	テニスコート 3面 ソフトボール場 2面	野田地区内 (入間川河川敷) 30,000.00m ²	体育課 (2964-1111)
武道館 (平成4年6月開館)	柔道場 3面 剣道場 3面 弓道場 6人立ち トレーニングジム（サンドバック）	鍵山3-10-20 4,899.49m ²	入間市武道館 (2965-5551)
中央公園 (昭和43年4月開設)	野球場 1面 テニスコート 4面 プール（一般用・児童用）	扇町屋1250-1 44,644.88m ²	市民体育館 (2962-1125)
富士見公園 (昭和51年4月開設)	ソフトボール場 1面 少年少女用サッカー場 1面	東町1-1008-47 33,215.71m ²	"
藤沢地区体育館 (昭和62年7月開館)	主競技場（最大利用） ・バレー ボール 2面 ・バスケット ボール 2面 ・バドミントン 4面 〔付随施設〕 ソフトボール場 1面 テニスコート 2面	下藤沢988-1 11,609m ²	藤沢地区体育館 (2964-4242)
東金子地区体育館 (昭和63年6月開館)	主競技場（最大利用） ・バレー ボール 2面 ・バスケット ボール 2面 ・バドミントン 4面 〔付随施設〕 テニスコート 1面	小谷田371 4,002m ²	東金子地区体育館 (2962-5597)

施設名	種別	所在地	利用に係る連絡先
		敷地面積	
西武地区体育館 (平成元年7月開館)	主競技場（最大利用） ・バレー ボール 2面 ・バスケット ボール 2面 ・バドミントン 6面 〔付随施設〕 ゲート ボール 場	野田1, 134-57 21, 002. 25m ²	西武地区体育館 (2932-2004)
黒須地区体育館 (平成3年7月開館)	主競技場（最大利用） ・バレー ボール 2面 ・バスケット ボール 2面 ・バドミントン 6面	鍵山3-10-20 2, 644. 29m ²	黒須地区体育館 (2965-8423)
宮寺地区体育館 (平成5年5月開館)	主競技場（最大利用） ・バレー ボール 2面 ・バスケット ボール 2面 ・バドミントン 6面 〔付随施設〕 自由 広 場 テニス コート 1面	宮寺567 5, 184. 27m ²	宮寺地区体育館 (2934-1565)

※市民体育館、運動公園、黒須市民運動場及び武道館の管理運営は、平成26年度から平成31年度まで、指定管理者として公益財団法人入間市振興公社を指定している。

名 称	所 在 地	面 積
寺 竹 運 動 場 (平成元年12月1日開設)	寺竹466-1 他	7, 214 m ²
南 矢 萩 運 動 場 (昭和56年4月1日開設)	宮寺91-1 他	4, 001 m ²
北 中 野 ス ポ ー ツ 広 場 (昭和61年6月1日開設)	宮寺2128-1 他	4, 852 m ²
大 森 運 動 場 (昭和53年1月1日開設)	宮寺2527-1 他	5, 838 m ²
二 本 木 運 動 場 (昭和57年7月30日開設)	二本木1158 他	5, 236 m ²
東 金 子 地 区 ス ポ ー ツ 広 場 (平成12年4月1日開設)	小谷田675 他	4, 684 m ²
木 蓮 寺 地 区 ス ポ ー ツ 広 場 (平成12年4月1日開設)	木蓮寺396	2, 014 m ²

市内体育施設年制度別利用状況

(単位:人)

	市民体育馆 (多目的室含む)	武道館	野球場	テニスコート	ソフトボール	サッカー	ペール	自由広場	土俵	合計	
	中央	黒須	運動	中央	黒須 (運動含む)	黒須	富士見	運動	中央	黒須	運動
27年度	91,178	56,071	10,814	33,137	34,532	7,234	13,786	16,650	19,798	9,635	20,951
28年度	94,745	57,047	9,760	30,545	35,688	9,111	15,707	18,202	19,290	9,442	10,800
29年度	37,532	59,616	8,414	28,745	34,265	9,209	14,359	17,055	19,875	10,252	15,534
30年度	59,105	67,574	9,659	31,673	33,152	10,626	14,877	13,661	18,129	10,896	17,701
元年度	75,805	55,578	8,860	21,206	35,071	7,914	7,347	20,141	23,327	10,372	18,598
2年度	件数	4,332	5,272	167	900	5,028	1,518	0	941	635	458
2年度	人数	34,024	22,869	6,731	27,842	28,682	7,582	0	17,212	17,794	8,523
		藤沢地区体育馆 (付随施設含む)		東金子地区体育馆 (付随施設含む)		宮寺地区体育馆 (付随施設含む)		西武地区体育馆 (付随施設含む)		黒須地区体育馆 (付随施設含む)	合計
27年度		47,147		27,078		28,302		34,580		24,551	161,658
28年度		46,974		30,319		28,837		31,478		22,099	159,707
29年度		48,410		29,823		28,632		30,530		24,629	162,024
30年度		47,283		27,997		28,197		29,921		26,616	160,014
元年度		42,038		26,449		23,466		33,062		23,605	148,620
2年度	件数	3,089		2,372		2,196		1,513		1,615	10,785
2年度	人数	27,510		18,108		17,200		20,732		15,629	99,179

学校体育施設の開放校及び開放時間

◎小学校 体育館

地区名	学 校 名	平 日	土曜	日曜・休日
豊岡	岡 小 学 校	午後6：00～午後9：30 正午～午後9：30	午前8：00～午後5：00 正午～午後9：30	—
黒須	須 小 学 校	〃	〃	〃
東金	町 小 学 校	〃	〃	〃
新子	倉 小 学 校	〃	〃	〃
新久	須 小 学 校	〃	〃	〃
新久	金子 小 学 校	〃	〃	〃
新久	寺 宮 小 学 校	〃	〃	午前8：00～午後9：30
二本木	山 小 学 校	〃	〃	午前8：00～午後5：00
藤沢	藤 小 学 校	午後6：00～午後9：00 正午～午後9：00	〃	藤沢小学校 開放してない
藤沢	沢 東 小 学 校	午後6：00～午後9：30 正午～午後9：30	〃	藤沢東小学校 開放してない
藤沢	沢 南 小 学 校	〃	〃	藤沢南小学校 開放してない
藤沢	沢 北 小 学 校	〃	〃	藤沢北小学校 開放してない
西武	武 小 学 校	〃	〃	西武小学校 開放してない
仏子	子 小 学 校	〃	〃	仏子小学校 開放してない
君子	子 小 学 校	〃	〃	君子小学校 開放してない

◎中学校 体育館

地区名	学 校 名	平 日	土曜	日曜・休日
豊岡	岡 中 学 校	午後6：30～午後9：30	午後6：30～午後9：30	—
豊岡	向 原 中 学 校	〃	〃	午後6：30～午後9：30 (毎日は営業無し)
黒須	町 中 学 校	〃	〃	—
黒須	須 中 学 校	—	開放してない	開放してない
東金	金子 中 学 校	午後7：00～午後9：30	午後7：00～午後9：30	—
藤沢	藤沢 中 学 校	〃	〃	—
藤沢	上 藤沢 中 学 校	—	開放してない	開放してない
宮寺	寺 武藏 中 学 校	午後6：30～午後9：30	午後6：30～午後9：30	—
西武	武 中 学 校	〃	〃	—
西武	野 田 中 学 校	—	開放してない	開放してない
君子	子 中 学 校	午後6：30～午後9：30	午後6：30～午後9：30	—

※西武中学校は屋外活動の休部により、平成31年4月から土日休日の日中にについて利用時間の拡大を一時的に行っています。

学校体育施設開放の年度別利用状況

(单位：人、件)

入間市スポーツ推進計画

平成 27 年 3 月

令和 4 年 3 月 一部変更

発行 入間市

編集 健康推進部 スポーツ推進課

住所 〒358 - 8511 入間市豊岡 1-16-1

電話 04 (2964) 1111

FAX 04 (2965) 0232

E - Mail ir373000@city.iruma.lg.jp